

1. 対策本部の設置と新型インフルエンザ対策行動計画等の策定

(平成16年～現在)

関係省庁申合せにより、「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」(現:「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」)設置。以降、関係省庁の緊密な連携を確保。

(平成17年～平成21年)

関係省庁で、新型インフルエンザ対策行動計画を策定(平成18年、19年、21年に改定)

(平成19年10月26日)

新型インフルエンザ発生時に、政府としての対策を強力に推進するため、内閣総理大臣を本部長とした対策本部を設置することなどを定めた「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」を閣議決定。

2. 平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対処

(平成21年4月28日～)

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生を踏まえ、直ちに、総理を本部長とする政府対策本部を立上げ、水際対策等の初動対処、医療、サーベイランス、ワクチン接種などについて、「基本的対処方針」を定め、政府を挙げて対応。

(平成22年6月10日)

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議において、対策を総括し、今後の対策等の見直しに活かすため、報告書を策定。

(平成22年8月27日)

政府対策本部において、病原性の高い新型インフルエンザにも適切に対処できるよう新型インフルエンザ対策を再構築する旨を確認。

3. 新型インフルエンザ対策の再構築及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

(平成23年9月20日)

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験や東日本大震災の教訓も踏まえ、新型インフルエンザ対策閣僚会議において、「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定。

(平成24年3月9日)

新型インフルエンザ対策行動計画の実効性を高めるため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法案」を閣議決定(国会提出)。3月～4月にかけて国会で審議の上、可決。

(平成24年5月11日)「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を公布。